

# 仕様書

## 1 業務名

令和3年度大分県DX推進戦略等デザイン業務

## 2 業務の目的

本県では、今年度、県のあらゆる分野でDXを進めていくため、県民生活や県内産業におけるDXの推進や、行政のDXなどの各種取組等を盛り込んだ「大分県DX推進戦略」を今年度中に策定する予定としている。

本県がDXに取り組む上で重要視しているのは、デジタル技術の活用ありきで施策を考えるのではなく、ユーザー（県民）視点に立ち、ユーザーが幸せになっている将来像（ビジョン）をまず描くことである。その上で、ビジョン実現に向けた施策やサービスを検討し、ユーザーとともに改善を積み重ねていくことを進めていく。県民の声をしっかり聞き、県民目線でビジョンを描き、行政サービスや施策、組織を変革していくことを進めていく、これが大分県で取り組むDXである。

全ては県民（＝ユーザー）の笑顔のため、ということを改めて認識し、動きを始めたところであり、今後、全庁で戦略策定や施策検討を進めていくにあたっては、徹底的にユーザー目線でビジョンを描いていく必要がある。

本業務は、大分県DX推進戦略や、県庁内各所属におけるデザイン思考による施策検討を定着させるためのガイドライン「施策デザイン手順書」について、デザインの支援（ビジュアライズを含む）を行うことを目的としている。

## 3 業務内容

### （1）大分県DX推進戦略のデザイン

○全体ビジョンのデザイン（ビジュアライズを含む。）

- ・大分県DX推進戦略では、暮らしのDX、産業のDX、行政のDXなど、分野別の戦略・戦術をまとめるとともに、抽象的で不確かな未来のイメージを共有できるような、全体の将来像（全体ビジョン）を、広く県民、県内事業者向けに示す予定。全体ビジョンのデザイン及びビジュアライズを行うこと。
- ・全体ビジョンは、目にした多くの人が大分県の将来や、大分の未来を担う子ども達の将来について、ありがたい姿の考えを巡らせ、意見を述べたくなるような、議論のたたき台として

の一例を示すようなもの（図画等）を想定している。

（補足：例えば、子どもの頃、SFの本や雑誌、テレビアニメなどで描かれた未来社会（未来予想図）を見て、未来の世界がどうなるか、未来予想に夢中になったような、当時の心の動きを、もう一度呼び起こすようなものをアウトプットとして想定している。）

- ・デザインの進め方や考え方について、提案書に記載すること。

#### ○大分県DX推進戦略冊子全体のデザイン（ビジュアルイズ）

- ・大分県DX推進戦略冊子（電子媒体、全体で50ページ程度を想定している）について、県が提供する戦略本文（案）を基本として、表紙のデザインやページのレイアウト、配色、写真・イラスト・図表の提供などの支援を行うこと。イラストや写真について、提供可能な点数について、提案書に記載すること。※冊子のデータ形式は、Microsoft Office Word もしくは Power Point 形式の予定。

### **（2）「施策デザイン手順書」のデザイン（ビジュアルイズを含む。）**

- ・県庁内の各所属において、デザインシンキング手法により、県民（ユーザー）視点での施策を検討する際のガイドライン「施策デザイン手順書」を策定している。プロトタイプは県職員が主体となって作成済みである。本手順書について、デザインアプローチにより、ブラッシュアップを行うこと。（ビジュアルイズを含む。）

### **（3）上記に付随する業務**

- ・（1）、（2）についての業務報告書を作成し提出すること。提出するデータ形式は、1式をまとめたPDFファイルに加えて、元データ（Word、Excel 又は PowerPoint の形式）を提出すること。ファイル容量が大きい等の事情がある場合は、納品方法について事前に県に相談すること。
- ・委託業務にかかる経理に関すること。
- ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。
- ・その他、事業の運営に関して必要なこと。
- ・打ち合わせについては、非同期によるコミュニケーションを主体に、WEB ミーティングを月4回（1回あたり1時間程度）、県庁への来訪等対面による打ち合わせを4回程度想定している。より良い手法やツールがあれば提案すること。

## 4 成果品

本業務によって制作された以下のものについては、成果物として提出すること。

- ・業務報告書
- ・(1) でデザインした全体ビジョンの画像データ。
- ・(1) で作成した大分県DX推進戦略冊子の表紙やイラスト、写真等の画像データ
- ・(2) でデザインした「施策デザイン手順書」
- ・その他大分県と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

## 5 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

## 6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。協議により一部前払いも可とする。

## 7 その他業務実施上の条件

- (1) 本業務により作成し、県に提出した成果物の著作権及び著作権は県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。